

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

令和2年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第3項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）第2条第1項各号に規定する「国立公文書館等」（16施設）

- 公文書管理法第2条第3項第1号
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）
- 公文書管理法第2条第3項第2号
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
（公文書管理法施行令第2条第1項）
 - 第1号 宮内庁の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）
 - 第2号 外務省の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの
外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）
 - 第3号 独立行政法人等の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第2条第3項第1号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの
国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室（以下「北海道大学」という。）
国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）
国立大学法人筑波大学アーカイブズ（以下「筑波大学」という。）
国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）
国立大学法人東京外国語大学文書館（以下「東京外国語大学」という。）
国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室（以下「東京工業大学」という。）
国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室（以下「東海国立大学機構」という。）
国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）
国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）
国立大学法人神戸大学大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）
国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）
国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）
日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

II 対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
時点を問うものは、令和3年3月31日時点の状況

III 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第8条第1項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第11条第4項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第14条第4項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人からの寄贈又は寄託（第2条第7項第4号）による受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項及び第2項）。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和4年1月25日一部改正。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。）では、行政機関及び独立行政法人等から受入れを行った歴史公文書等は、生物被害への対処、簡単な措置（例えば、ドライクリーニング、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し、綴じ直し）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架

を行うこととされている（第2章第1節第3条(留意事項)）。また、法人等又は個人から受入れを行った歴史公文書等については、利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置（綴じ直し、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施し、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行うこととされている(第2章第1節第4条(留意事項))。

令和3年3月31日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で2,151,429件である。このうち、2,137,058件(99.3%)は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種類別をみると、「文書又は図画」が2,126,834件(99.5%)と大多数を占めており、「電磁的記録」は9,498件(0.4%)となっている。

令和元年度と比べると、総所蔵数が45,631件(対前年度比2.2%)の増加、目録に記載され排架されているものが61,119件(対前年度比2.9%)の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が61,005件(対前年度比3.0%)の増加となっている。(令和2年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料1を参照)

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが14,371件(0.7%)ある。目録に記載されていない理由としては、外部から寄贈・寄託された文書の分類・整理や目録の作成に時間を要していることや、令和2年度に移管されたものであって、令和3年3月31日現在では受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っていることなどがある。

表 1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数				目録未記載の件数	
		媒体の種別			うち令和2年度 移管等受入れ		
文書又は図画	電磁的記録	その他					
国立公文書館	1,560,537	1,559,070	1,555,661	3,226	183	1,467	1,467
宮内公文書館	94,524	94,524	94,518	6	0	0	0
外交史料館	112,695	112,695	112,695	0	0	0	0
北海道大学	9,590	9,548	9,548	0	0	42	42
東北大学	11,340	11,340	11,237	103	0	0	0
筑波大学	11,050	9,920	9,760	130	30	1,130	1,129
東京大学	10,932	9,353	9,263	89	1	1,579	322
東京外国語大学	6,419	6,419	6,315	104	0	0	0
東京工業大学	692	502	502	0	0	190	190
東海国立大学機構	37,224	37,224	37,073	151	0	0	0
京都大学	85,094	78,257	78,257	0	0	6,837	0
大阪大学	12,284	10,173	10,098	75	0	2,111	2,111
神戸大学	56,641	56,641	54,680	1,556	405	0	0
広島大学	22,031	21,717	21,197	516	4	314	314
九州大学	14,570	13,869	13,768	0	101	701	701
日銀アーカイブ	105,806	105,806	102,262	3,542	2	0	0
令和2年度 合計	2,151,429	2,137,058	2,126,834	9,498	726	14,371	6,276
総所蔵件数に占める割合	100.0%	99.3%	—	—	—	0.7%	0.3%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	—	—
令和元年度 合計	2,105,798	2,075,939	2,065,829	9,397	713	29,859	24,373
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.6%	—	—	—	1.4%	1.2%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.5%	0.0%	—	—

(注) 1 「電磁的記録」はCD、DVD等である。
2 「その他」は写真原板、パネル等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 2,137,058 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 1,013,908 件（47.4%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 48,962 件（2.3%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは 87,360 件（4.1%）であり、合計 1,150,230 件（53.8%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 986,828 件（46.2%）となっている。

なお、令和元年度と比べ、審査済みの件数は、9,575件(対前年度比0.8%)の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施設名	目録に記載された件数（再掲）					
	利用制限区分の別					要審査
	審査済み				(総計)	
全部利用	一部利用	全部利用制限				
国立公文書館	1,559,070	858,097	7,542	82,896	948,535	610,535
宮内公文書館	94,524	49,315	2,735	87	52,137	42,387
外交史料館	112,695	61,329	6,043	0	67,372	45,323
北海道大学	9,548	1,808	12	1	1,821	7,727
東北大学	11,340	1,322	70	0	1,392	9,948
筑波大学	9,920	1,011	4,912	26	5,949	3,971
東京大学	9,353	2,675	100	909	3,684	5,669
東京外国語大学	6,419	748	0	0	748	5,671
東京工業大学	502	25	5	0	30	472
東海国立大学機構	37,224	1,144	249	12	1,405	35,819
京都大学	78,257	5,382	18,378	0	23,760	54,497
大阪大学	10,173	260	32	0	292	9,881
神戸大学	56,641	27,845	8,528	3,022	39,395	17,246
広島大学	21,717	1,478	265	0	1,743	19,974
九州大学	13,869	645	8	407	1,060	12,809
日銀アーカイブ	105,806	824	83	0	907	104,899
令和2年度 合計	2,137,058	1,013,908	48,962	87,360	1,150,230	986,828
(割合)	100.0%	47.4%	2.3%	4.1%	53.8%	46.2%
令和元年度 合計	2,075,939	1,006,618	47,188	86,849	1,140,655	935,284
(割合)	100.0%	48.5%	2.3%	4.2%	54.9%	45.1%

(注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

(3) 特定歴史公文書等の所在不明事案の状況

平成30年度に所在不明であることが判明した宮内公文書館における特定歴史公文書等1件(平成30年8月17日宮内庁公表)については、同館における調査により、同館が保存していないものを特定歴史公文書等として誤って目録に登録していたことが判明した(令和3年3月5日に宮内庁から内閣府へ最終報告書を提出)。

これを踏まえ、内閣府においては、本事案を公文書管理委員会(令和3年4月9日開催)に報告するとともに、国立公文書館等において特定歴史公文書等の紛失・誤廃棄等が発生した場合に必要な手続き等を盛り込んだ特定歴史公文書等ガイドラインの改正を行った(同年4月19日施行)。また、公文書管理委員会(同年7月26日開催)において、同ガイドライン改正を踏まえた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め」の一部改正案が諮問され、適当である旨の答申がなされた。

なお、宮内公文書館においては、誤って登録されていた特定歴史公文書等

1件を目録から削除するとともに、その旨を公表した（令和3年4月22日に宮内庁から内閣府に報告）。また、同様の事案の再発を防ぐため、より適切な特定歴史公文書等の保存、移管手続きにおける確認作業の徹底、同館職員向け研修において正確性に留意した移管作業を周知する等の取組を行っている。

2 移管等受入れの状況

令和2年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、39,475件（総所蔵件数の1.8%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが22,702件（57.5%）、②独立行政法人等から移管されたものが13,537件（34.3%）、③司法機関から移管されたものが1,582件（4.0%）、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが1,654件（4.2%）となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

（単位：件）

施設名	移管等受入れ件数					
	移管元機関の別					
	行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体等	
国立公文書館	22,983	21,040	26	1,582	0	335
宮内公文書館	562	464			0	98
外交史料館	1,198	1,198			0	0
北海道大学	42		42		0	0
東北大学	1,013		1,013		0	0
筑波大学	1,129		1,128		0	1
東京大学	651		651		0	0
東京外国語大学	211		211		0	0
東京工業大学	25		25		0	0
東海国立大学機構	1,758		1,558		0	200
京都大学	3,513		2,724		0	789
大阪大学	2,111		2,111		0	0
神戸大学	1,513		1,324		0	189
広島大学	314		314		0	0
九州大学	701		701		0	0
日銀アーカイブ	1,751		1,709		0	42
令和2年度 合計	39,475	22,702	13,537	1,582	0	1,654
（割合）	100.0%	57.5%	34.3%	4.0%	—	4.2%
令和元年度 合計	71,401	38,959	21,990	1,860	0	8,592
（割合）	100.0%	54.6%	30.8%	2.6%	—	12.0%

（注）1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政（法人）文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位（識別番号単位）ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

令和2年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、6,374件であり、令和元年度と比べて3,964件(対前年度比38.3%)の減少となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは6,374件のうち8件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が4,904件行われている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数（移管元行政機関等による利用の特例を除く）				（参考）移管元行政機関等による利用の特例の件数	
			うち本人からの利用請求の件数			
年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
国立公文書館	2,933	3,590	8	6	250	759
宮内公文書館	585	1,518	0	0	1,635	3,067
外交史料館	1,402	1,795	0	0	132	512
北海道大学	88	62	0	62	4	6
東北大学	25	36	0	0	7	20
筑波大学	2	2	0	0	0	0
東京大学	2	107	0	0	0	12
東京外国語大学	7	510	0	0	0	0
東京工業大学	0	4	0	0	0	0
東海国立大学機構	72	1,207	0	0	593	267
京都大学	919	823	0	0	111	303
大阪大学	2	40	0	0	2	28
神戸大学	172	394	0	0	24	45
広島大学	9	5	0	0	31	102
九州大学	58	147	0	0	0	0
日銀アーカイブ	98	98	0	0	2,115	2,540
合計	6,374	10,338	8	68	4,904	7,661

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、令和2年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった8,166件に対し、6,330件(77.5%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、令和3年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は1,497件(18.3%)となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	令和元年度に利用 請求があり、繰り越 されたもの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	2,933	359	2,948	25	319
宮内公文書館	585	357	850	13	79
外交史料館	1,402	1,070	1,077	301	1,094
北海道大学	88	0	88	0	0
東北大学	25	0	25	0	0
筑波大学	2	0	2	0	0
東京大学	2	0	2	0	0
東京外国語大学	7	0	7	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	72	0	72	0	0
京都大学	919	0	919	0	0
大阪大学	2	0	2	0	0
神戸大学	172	0	172	0	0
広島大学	9	0	9	0	0
九州大学	58	0	58	0	0
日銀アーカイブ	98	6	99	0	5
令和2年度 合計	8,166		6,330	339	1,497
(割合)	100.0%		77.5%	4.2%	18.3%
令和元年度 合計	11,884		9,512	580	1,792
(割合)	100.0%		80.0%	4.9%	15.1%

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和2年度には、表6のとおり、6,352件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は5,138件(80.9%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,205件(19.0%)、全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)は9件(0.1%)となっている。

また、一部利用決定がなされた1,205件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が868件(72.0%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)358件(29.7%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)156件(12.9%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)142件(11.8%)となっている。

表6 利用決定の状況

(単位:件)

施設名	利用決定件数																										
	全部利用決定	一部利用決定	利用制限事由(法16条該当性)										全部利用制限					形式不備									
			1号				2号		3号	4号	5号	1号				2号			3号	4号	5号						
			イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ				イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ										
国立公文書館	2,974	2,632	342	286	66	8	2	3	2	32	3	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
宮内公文書館	850	699	151	130	1	5	58						0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
外交史料館	1,077	506	571	308	83	345	82						0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
北海道大学	88	84	4					4	0				0	0	0	0					0	0			0	0	0
東北大学	25	24	1					1	0				0	0	0	0					0	0			0	0	0
筑波大学	2	2	0					0	0				0	0	0	0					0	0			0	0	0
東京大学	2	2	0					0	0				0	0	0	0					0	0			0	0	0
東京外国語大学	7	7	0					0	0				0	0	0	0					0	0			0	0	0
東京工業大学	0	0	0					0	0				0	0	0	0					0	0			0	0	0
東海国立大学機構	72	62	1					1	0				0	0	9						0	9			0	0	0
京都大学	919	833	86					86	0				0	0	0						0	0			0	0	0
大阪大学	2	2	0					0	0				0	0	0						0	0			0	0	0
神戸大学	172	144	28					28	0				0	0	0						0	0			0	0	0
広島大学	5	3	2					2	0				0	0	0						0	0			0	0	0
九州大学	58	58	0					0	0				0	0	0						0	0			0	0	0
日銀アーカイブ	99	80	19					19	4				0	0	0						0	0			0	0	0
令和2年度 合計	6,352	5,138	1,205	724	150	358	142	144	6	32	3	22	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	80.9%	19.0%	-									0.1%					-									
令和元年度 合計	9,723	8,074	1,649	929	152	357	165	372	28	19	1	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	83.0%	17.0%	-									0.0%					-									

- (注) 1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。
 2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:6,330件)と必ずしも一致しない。
 3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。
 4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。
 5 斜線部分は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

特定歴史公文書等ガイドライン（第3章第1節第15条）では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

ア 利用決定までの期間

令和2年度中になされた利用決定6,352件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、延長をしなかった4,435件(69.8%)については、即日に利用決定を行ったものは1,794件(28.2%)、30日以内に利用決定を行ったものは2,641件(41.6%)であった。

また、30日以内の延長を行った84件(1.3%)については、全て期限内に利用決定がなされた。特例延長を行った1,833件(28.9%)については、期限内に利用決定がなされたものは1,821件(28.7%)、期限を超過したものは12件(0.2%)であった。

上記の期限超過12件は国立公文書館で発生した事案であるが、このうち7件は特例延長を適用した当該事案と同時期に別の著しく大量の利用請求があったことに加え、利用請求に係る特定歴史公文書等に判読困難なくせ字や外国語の記述が多くあったこと等により、審査に時間を要し、期限超過をしたものである。これに対し、同館においては、利用請求に係る特定歴史公文書等の量、利用制限事由に関する審査の難易度、劣化の状況等をより慎重に考慮し、利用決定までの審査のスケジュールを立てることとしている。また、残りの5件は新型コロナウイルス感染症の国内発生状況を踏まえた休館に伴う職員の縮減勤務という予期せぬ事態が生じたことにより、審査のための時間の確保が困難であったため、期限超過をしたものである。

表7 利用決定までの期間

(単位:件)

施設名	利用決定件数(再掲)										
	延長をしなかったもの					30日以内の延長			特例延長		
		即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過	
国立公文書館	2,974	2,541	631	1,910	0	29	29	0	404	392	12
宮内公文書館	850	436	0	436	0	42	42	0	372	372	0
外交史料館	1,077	10	0	10	0	10	10	0	1,057	1,057	0
北海道大学	88	88	0	88	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	25	25	8	17	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	72	72	71	1	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	919	919	919	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	172	172	163	9	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	58	58	0	58	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	99	96	0	96	0	3	3	0	0	0	0
令和2年度合計	6,352	4,435	1,794	2,641	0	84	84	0	1,833	1,821	12
(割合)	100.0%	69.8%	28.2%	41.6%	0.0%	1.3%	1.3%	0.0%	28.9%	28.7%	0.2%
令和元年度合計	9,723	7,352	2,816	4,474	0	374	374	0	1,997	1,963	34
(割合)	100.0%	75.6%	29.0%	46.0%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	20.5%	20.2%	0.3%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができることとされている(第3章第1節第15条第3項)。

令和2年度に30日以内の延長を行った84件について、その適用理由をみると、表8のとおり、審査が困難で時間を要したものが46件(54.8%)、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが37件(44.0%)であった。

表8 30日以内の延長をした理由

(単位：件)

施設名	30日以内の延長を行った件数(再掲)					
		審査困難	対象文書が大量	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由
国立公文書館	29	28	0	0	0	1
宮内公文書館	42	15	27	0	0	0
外交史料館	10	0	10	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	3	3	0	0	0	0
令和2年度合計	84	46	37	0	0	1
(割合)	100.0%	54.8%	44.0%	0.0%	0.0%	1.2%
令和元年度合計	374	88	286	0	0	0
(割合)	100.0%	23.5%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数(合計)とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することができるとしている(第3章第1節第15条第4項)。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は1,833件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表9のとおり、351件(19.1%)については利用請求から60日以内に利用決定がなされ、利用決定が61日から90日以内に行われたものが50件(2.7%)、91日から半年以内が133件(7.3%)、半年超から1年以内が1,006件(54.9%)となっており、1年を超過したものが293件(16.0%)という状況であった。

表9 特例延長の処理状況

(単位:件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)					
	利用請求から利用決定までに要した日数					
	60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超	
国立公文書館	404	120	41	93	83	67
宮内公文書館	372	61	7	31	273	0
外交史料館	1,057	170	2	9	650	226
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
令和2年度 合計	1,833	351	50	133	1,006	293
(割合)	100.0%	19.1%	2.7%	7.3%	54.9%	16.0%
令和元年度 合計	1,997	637	102	254	780	224
(割合)	100.0%	31.9%	5.1%	12.7%	39.1%	11.2%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第19条及び公文書管理法施行令第24条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表10のとおり、利用件数4,926件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが1,964件、写しの交付によるものが2,962件となっている。なお、利用件数は令和元年度と比べて、3,447件(対前年度比41.2%)の減少となっている。

表 10 利用の状況

(単位:件)

施設名	利用件数									
	閲覧 視聴 聴取	写しの交付								
		文書又は図画				電磁的記録				
			用紙への複写 (枚)	スキャニング (枚)	マイクロフィルム (コマ)	その他 (枚)	印画 (枚)	複写 (枚)	その他 (枚)	
国立公文書館	2,032	251	1,781	4,346	183,864	0	0	0	8	0
宮内公文書館	293	286	7	6	67	0	0	0	0	0
外交史料館	31	29	2	218	386	0	0	0	0	0
北海道大学	88	10	78	0	0	0	356	0	0	0
東北大学	219	97	122	28	0	0	0	0	94	0
筑波大学	2	0	2	37	0	0	0	0	0	0
東京大学	638	0	638	167	446	0	0	0	25	0
東京外国語大学	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	181	142	39	0	178	0	0	0	0	0
京都大学	1,090	919	171	753	55	0	0	0	0	0
大阪大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	180	150	30	81	49	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	58	58	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	100	8	92	1,217	15,273	0	0	39	3	0
令和2年度 合計	4,926	1,964	2,962	6,853	200,318	0	356	39	130	0
令和元年度 合計	8,373	4,736	3,637	10,495	265,286	0	18	11	25	0

(注) 令和2年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数(表6:6,352件)を満たしていない。

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる(公文書管理法第21条第1項)。

また、この審査請求がなされた場合、当該審査請求を受けた国立公文書館等の長は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている(同条第4項)。

令和2年度には、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求は、表11のとおり、国立公文書館で1件、宮内公文書館で1件であった。

表 11 審査請求の処理件数

(単位:件)

年 度	施 設 名	利用請求に対する処分に係る審査請求												
		審査請求件数			処理件数						公文書管理委員会に諮問した事件			
		継続	新規	却下	処理中	諮問準備中	全部利用に変更	諮問中	決定準備中	裁決済み	答申と異なる裁決	諮問の取下げ		
令和2年度	国立公文書館	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	宮内公文書館	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
令和元年度	宮内公文書館	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0

(注) 「裁決済み」とは、審査請求を受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う審査請求に対する裁決（行政不服審査法第 44 条）がなされていることをいう。

7 訴訟の状況

令和 2 年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第 23 条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第 16 条第 1 項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが望ましいとしている（第 3 章第 2 節第 22 条第 1 項(留意事項)）。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表 12 のとおり、19,697 件が簡便な方法によって利用に供されており、令和元年度と比べると、25,304 件（対前年度比 56.2%）の減少となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が 18,997 件（96.4%）、複写物の提供による利用が 700 件（3.6%）となっている。

なお、利用請求による利用件数（4,926 件）との合計件数（24,623 件）においても、令和元年度（53,374 件）に比べ、28,751 件（対前年度比 53.9%）減少している。また、年間閲覧者は合計 3,156 人であり、前年度から 4,166 人（対前年度比 56.9%）減少している。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位:件)

施設名	簡便な方法による利用に供した件数							利用請求による利用件数 (再掲)			簡便な方法 + 利用請求	
	閲覧件数				複製物の提供件数			閲覧等	写しの 交付	利用件数	年間閲覧者 数(人)	
	閲覧冊数 (冊)	閲覧巻数 (巻)	複製冊数 (冊)	複製巻数 (巻)	複製冊数 (冊)	複製巻数 (巻)						
国立公文書館	9,423	9,375	16,005	19	48	57	0	2,032	251	1,781	11,455	1,807
宮内公文書館	4,218	4,023	4,023	0	195	195	0	293	286	7	4,511	313
外交史料館	5,581	5,184	5,184	451	397	314	83	31	29	2	5,612	465
北海道大学	13	13	13	0	0	0	0	88	10	78	101	10
東北大学	76	74	74	0	2	2	0	219	97	122	295	37
筑波大学	221	221	413	0	0	0	0	2	0	2	223	223
東京大学	28	0	0	0	28	28	0	638	0	638	666	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	2
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	7	7	7	0	0	0	0	181	142	39	188	26
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	1,090	919	171	1,090	62
大阪大学	1	1	2	0	0	0	0	2	2	0	3	1
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	180	150	30	180	17
広島大学	4	4	4	0	0	0	0	5	5	0	9	5
九州大学	125	95	95	0	30	30	0	58	58	0	183	183
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	100	8	92	100	5
令和2年度合計	19,697	18,997	25,820	470	700	626	83	4,926	1,964	2,962	24,623	3,156
(割合)	100.0%	96.4%	—	—	3.6%	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度合計	45,001	43,688	64,694	1,282	1,313	645	333	8,373	4,736	3,637	53,374	7,322
(割合)	100.0%	97.1%	—	—	2.9%	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電磁的記録による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている(第2章第2節第7条(留意事項))。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、令和2年度に新規作成された件数は、「文書又は図画」29,625件、「電磁的記録」84件となっており、前年度までに作成されたものを含めると、「文書又は図画」435,413件、「電磁的記録」3,526件、全体で438,939件となる。

表 13 複製物の作成の状況

(単位:件、冊、コマ)

施設名	複製物作成件数										
			文書又は図画					電磁的記録			
			前年度までに作成済み			令和2年度に新規作成				前年度までに作成済み	令和2年度に新規作成
			冊数	コマ数		冊数	コマ数				
国立公文書館	350,614	350,614	323,288	323,288	28,711,759	27,326	27,326	2,103,074	0	0	0
宮内公文書館	10,388	10,388	8,702	0	619,688	1,686	0	141,559	0	0	0
外交史料館	45,203	45,203	44,772	44,772	9,980,321	431	431	122,042	0	0	0
北海道大学	81	81	44	44	0	37	37	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	41	0	0	0	0	0	0	0	41	0	41
東京大学	239	0	0	0	0	0	0	0	239	213	26
東京外国語大学	38	38	0	0	0	38	38	5,865	0	0	0
東京工業大学	89	0	0	0	0	0	0	0	89	75	14
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	18,418	18,418	18,390	1,016	826,762	28	23	15,918	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	948	946	919	17	21,948	27	0	1,847	2	2	0
広島大学	263	263	263	263	47,598	0	0	0	0	0	0
九州大学	95	95	55	55	0	40	0	40	0	0	0
日銀アーカイブ	12,522	9,367	9,355	10,684	0	12	96	0	3,155	3,152	3
令和2年度合計	438,939	435,413	405,788	380,139	40,208,076	29,625	27,951	2,390,345	3,526	3,442	84
令和元年度合計	395,993	392,551	355,168	344,143	37,651,466	37,383	36,025	2,556,610	3,442	3,382	60

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（第3章第2節第22条第2項）。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表14のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、東京大学、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの7館となっている。

令和2年度における特定歴史公文書等の提供数は366,755件、31,451,212コマであり、これに対して、年間で1,553,802件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、令和元年度と比べると、件数で29,821件（対前年度比8.9%）、コマ数で2,286,239コマ（対前年度比7.8%）の増加となっている。

表 14 デジタルアーカイブの実施状況

(単位：件、コマ)

施設名	デジタルアーカイブ						
	実施の有無	特定歴史公文書等の提供件数		特定歴史公文書等の提供コマ数		年間アクセス件数	
年度	令和2年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
国立公文書館	有	350,741	323,415	30,830,020	28,726,946	1,117,313	856,575
宮内公文書館	有	6,697	4,324	406,975	227,504	305,665	234,393
外交史料館	有	709	709	1,536	1,536	39,314	38,938
北海道大学	無	—					
東北大学	無	—					
筑波大学	無	—					
東京大学	有	1,980	1,899	116,870	118,202	88,636	210,346
東京外国語大学	無	—					
東京工業大学	無	—					
東海国立大学機構	無	—					
京都大学	有	5,718	5,714	76,438	75,251	不明	不明
大阪大学	無	—					
神戸大学	有	860	852	15,714	15,338	1,477	1,557
広島大学	無	—					
九州大学	無	—					
日銀アーカイブ	有	50	21	3,659	196	1,397	2,178
合計	—	366,755	336,934	31,451,212	29,164,973	1,553,802	1,343,987

(注) 京都大学のデジタルアーカイブは、アクセス統計機能を有していないため、年間アクセス件数の値を「不明」としている。

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第3章第2節第23条（留意事項））。

国立公文書館等において、令和2年度に開催された展示会（主催又は共催の展示、外部展示等を含む。）は、表15のとおり、38回開催されており、合わせて105,134人が来場している。また、見学会は67回開催しており、455人の見学者を受け入れている。

なお、令和元年度と比べて、展示会の入場者数は425,287人（対前年度比80.2%）、見学会の入場者数は2,881人（対前年度比86.4%）の減少となっている（展示会の開催状況については、別添資料2を参照）。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会				見学会			
	開催回数		入場者数		開催回数		入場者数	
年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
国立公文書館	8	11	9,868	53,093	33	140	297	2,176
宮内公文書館	1	4	3,865	96	0	3	0	5
外交史料館	3	6	767	9,277	20	38	79	700
北海道大学	5	8	73	1,594	6	42	34	169
東北大学	4	5	66	3,697	0	0	0	0
筑波大学	0	1	0	25	4	22	27	66
東京大学	1	4	0	415	0	7	0	17
東京外国語大学	3	5	33,837	181,731	0	4	0	14
東京工業大学	1	1	98	23	0	8	0	49
東海国立大学機構	1	1	不明	1,434	1	4	2	39
京都大学	4	4	6,289	45,679	1	5	8	22
大阪大学	1	1	不明	不明	0	1	0	4
神戸大学	1	5	1,649	10,624	2	3	8	28
広島大学	1	3	250	470	0	0	0	0
九州大学	1	2	0	408	0	10	0	47
日銀アーカイブ	3	5	48,372	221,855	0	0	0	0
合計	38	66	105,134	530,421	67	287	455	3,336

(注) 1 「東京外国語大学」の展示施設は、同大学の図書館入口に設置され、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については図書館全体の合計数を記載している。また、同展示施設以外で開催された展示会については、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数に含めていない。

2 「東海国立大学機構」及び「大阪大学」の展示会は、展示入場者数の集計を行っていないため、「不明」と記載している。

3 「日銀アーカイブ」の展示会は、日本銀行金融研究所貨幣博物館等の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われていることから、入場者数については、展示会全体の合計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等以外の機関での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共目的のある行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出の機会の増加に努めることも重要であるとしている（第3章第2節第24条(留意事項)）。

令和2年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で286件となっており、その内訳をみると、国の機関へ1件(0.3%)、独立行政法人等へ26件(9.1%)のほか、地方公共団体へ25件(8.7%)、民間その他の団体へ234件(81.8%)となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数															
	国立公文書館等			国の機関			独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体			
	貸出期間1ヶ月			貸出期間1ヶ月			貸出期間1ヶ月			貸出期間1ヶ月			貸出期間1ヶ月			
	以内	超		以内	超		以内	超		以内	超		以内	超		
国立公文書館	39	0	0	0	0	0	0	5	0	5	19	0	19	15	0	15
宮内公文書館	17	0	0	0	0	0	0	11	0	11	6	0	6	0	0	0
外交史料館	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	215	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	213	0	213
京都大学	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	11	0	0	0	0	0	0	7	6	1	0	0	0	4	0	4
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度 合計	286	0	0	0	1	1	0	26	7	19	25	0	25	234	1	233
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	9.1%	2.4%	6.6%	8.7%	0.0%	8.7%	81.8%	0.3%	81.5%
令和元年度 合計	239	2	0	2	0	0	0	50	43	7	143	32	111	44	21	23
(割合)	100.0%	0.8%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	20.9%	18.0%	2.9%	59.8%	13.4%	46.4%	18.4%	8.8%	9.6%

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第3章第2節第25条（留意事項））。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、令和2年度には、国立公文書館で6件、宮内公文書館で4件、筑波大学で1件となっている。

なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書館では、「大乘院文書」など、宮内公文書館では、「明治大嘗祭図」など、筑波大学では、「変化する「モノと人」」である。

表 17 原本の特別利用の状況

(単位：件)

施設名	原本の特別利用の件数					
			文書又は図画		電磁的記録その他	
年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
国立公文書館	6	7	6	7	0	0
宮内公文書館	4	0	4	0	0	0
外交史料館	0	14	0	14	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	1	0	1	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
合計	11	21	11	21	0	0

(7) レファレンスの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。レファレンスの具体的内容は、国立公文書館等の体制、所蔵資料の性格等により異なるものであるが、例えば、以下のようなものが考えられる（第3章第2節第26条（留意事項））。

- ① 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- ② 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- ③ 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- ④ 特定歴史公文書等に関する参考文献
- ⑤ 他の公文書館等に関する情報の提供

令和2年度において、国立公文書館等では、上述の具体的内容に該当するレファレンスが行われているほか、その他の情報の提供として、例えば、大学の歴史に関する情報などが提供された。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第25条）。

令和2年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第32条第2項）。

加えて、特定歴史公文書等ガイドラインにおいて、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を行うこともできるとされている。また、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を実施することもできるとされている。（第5章第30条）

これらに基づき、国立公文書館等では、表18のとおり、令和2年度中に53回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から6,312人が参加している。

また、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表19のとおり、令和2年度中は計33回の講師派遣（関係機関からの参加者計3,958人）が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	14	2,104	1	40	8	1,262	3	706	2	96	0	0
宮内公文書館	2	55	1	1	1	54	0	0	0	0	0	0
外交史料館	9	14	9	14	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	10	30	10	30	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	1	75	0	0	0	0	1	75	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	70	0	0	0	0	3	70	0	0	0	0
大阪大学	2	3,591	0	0	0	0	2	3,591	0	0	0	0
神戸大学	3	139	2	7	0	0	1	132	0	0	0	0
広島大学	2	117	0	0	0	0	2	117	0	0	0	0
九州大学	1	40	0	0	0	0	1	40	0	0	0	0
日銀アーカイブ	5	73	4	41	0	0	1	32	0	0	0	0
令和2年度合計	53	6,312	28	137	9	1,316	14	4,763	2	96	0	0
(割合)	100.0%	—	52.8%	—	17.0%	—	26.4%	—	3.8%	—	0.0%	—
令和元年度合計	56	7,827	21	214	10	1,727	20	5,736	2	145	3	5
(割合)	100.0%	—	37.5%	—	17.9%	—	35.7%	—	3.6%	—	5.4%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等への講師派遣		行政機関への講師派遣		独立行政法人等への講師派遣		地方公共団体への講師派遣		民間団体への講師派遣		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	20	3,331	0	0	10	2,955	0	0	3	193	7	183
宮内公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	5	223	3	144	0	0	1	42	0	0	1	37
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	1	152	0	0	0	0	1	152	0	0	0	0
京都大学	1	35	0	0	0	0	1	35	0	0	0	0
大阪大学	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
神戸大学	2	53	1	53	0	0	1	不明	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	3	110	0	0	0	0	3	110	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	33	3,958	4	197	10	2,955	7	339	3	193	9	274
(割合)	100.0%	—	12.1%	—	30.3%	—	21.2%	—	9.1%	—	27.3%	—
令和元年度	40	6,461	3	181	10	4,868	7	274	10	382	13	756
(割合)	100.0%	—	7.5%	—	25.0%	—	17.5%	—	25.0%	—	32.5%	—

(注) 1 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

(注) 2 「神戸大学」の独立行政法人等への講師派遣に関する参加者数については、集計を行っていないため、「不明」と記載している。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、令和2年度中には、以下のような取組が行われている。

<特定歴史公文書等の保存>

- ・ 大学史編纂事業(150周年事業)の実施に伴い、本学関係資料群の調査・収集を進め、学内に残された関係文書の調査を進めた。(東京外国語大学)
- ・ 従来のアナログ式温湿度記録計に加えて温度・湿度を自動でデジタル測定・記録するデータロガーを書庫、閲覧室、展示ホールにそれぞれ設置し、温湿度のデータ管理を開始することにより、保存環境の状態をより正確に把握することができるようになった。(神戸大学)
- ・ 明治・大正期の劣化資料を中心に18冊について、修復および複製マイクロフィルムの作成、複製デジタル版の作成等の保存措置を実施した。(日銀アーカイブ)

<利用の促進等>

- ・ 明治天皇の御手許に報告・献上された資料群「明治天皇御手許書類」を始めとした、明治期の所蔵資料のデジタル・アーカイブ化を進めるべく、5か年計画の第三年度として、約900件の撮影を行った。(宮内公文書館)
- ・ 大学の授業「近代日本のなかの東京外国語大学」を主催し、受講者に文書館の所蔵する歴史資料の紹介を交え講義を行った。(東京外国語大学)
- ・ 利用者に対する感染予防対策(「三密」回避)の一環として、閲覧室前の空きスペースに簡易な臨時閲覧室を仮設した。(神戸大学)

<その他>

- ・ 館員が監査担当者の指名を受け、監査室、財務・総務室総務グループとともに内部監査に同行し、法人文書管理に関する状況監査を実施した(平成26年度以降継続)。(広島大学)